

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき実施される入札の適切かつ着実な実施の確保を図るため、入札参加希望者は入札実施主体に手数料を納付しなければならないこととする措置を講ずる政策	
担当部署	資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 電話番号:03-3501-4031 e-mail:fit-nyusatsu@meti.go.jp	
評価実施時期	平成29年6月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づくFIT制度(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)において、再生可能エネルギー発電事業計画について認定を受けた事業者は、一定の期間、一定の価格で再生可能エネルギー電気を売ることが可能となる。売買価格に関しては、通常、経済産業大臣が決定した価格が適用されることとなるが、国民負担軽減の観点から有効であると認められる場合には、対象電源種・出力規模を指定した上で、入札によって売買価格を決定する。この場合、入札対象となる発電設備で事業実施を希望する事業者は供給価格及び出力規模について入札を行い、価格が安い順に募集容量に達するまで落札者を決定し、落札者ごとに売買価格を決定することとなる。</p> <p>今般、本入札制度を運営するに当たって必要となる費用を賄うため、入札参加のための手数料の額を定め、当該手数料について入札参加希望者から納付を求めることで、適切かつ着実な入札実施の確保を図る。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令等の一部を改正する政令案」
想定される代替案	<p>代替案:賦課金としての費用回収</p> <p>FIT制度での再生可能エネルギー電気の買取りに要する費用は、電気の利用者から賦課金を回収し原資に充てているところ。入札実施のための必要費用についても、当該賦課金として併せて回収を行う。</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<input type="radio"/> 入札参加希望者 入札実施主体(指定入札機関)において、入札参加希望者の参加資格を判断するための書類審査や入札の管理等に要する人件費や入札システムの維持費等のコストが発生するため、入札参加希望者が入札手数料として当該費用を負担。	<input type="radio"/> 入札参加希望者 特に発生する費用は想定されない。
(行政費用)	<input type="radio"/> 行政機関等(国・地方自治体等) 特に発生する費用は想定されない。	<input type="radio"/> 行政機関等(国・地方自治体等) 特に発生する費用は想定されない。
(その他の社会的費用)	<input type="radio"/> 電気の利用者 特に発生する費用は想定されない。	<input type="radio"/> 電気の利用者 改正案と同等の費用を電気の利用者全員で負担。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	入札実施の必要費用を入札参加希望者から手数料として回収することで、当該費用を安定的に確保することが可能となる。	入札実施の必要費用を電気の利用者から賦課金として回収することで、当該費用を安定的に確保することが可能となる。
	入札参加について手数料が発生することにより、事業の実施可能性が高い案件を選択的に入札参加へ促すことが可能となる。	事業の実施可能性にかかわらず、比較的容易に入札参加が可能となる。
	費用負担者と受益者が一致する。	

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>&lt;費用面&gt;  改正案・代替案ともに、入札実施のための必要費用の額は変わらない。</p> <p>&lt;便益面&gt;  改正案・代替案ともに、入札実施のための必要費用を安定的に確保することが可能。  代替案の場合、改正案と比較して入札参加希望者が負担するコストが少ないため、比較的に入札参加が容易となる。他方で、事業の実施可能性が低い案件についても入札参加を認めることで、結果的に入札不参加となるような案件が増加することが予想され、このような案件にかかったコストの分だけ、国民負担を増大させることとなる。  改正案の場合、手数料が発生することで、事業の実施可能性が高い案件が選択的に入札に参加することとなり、より効率的に入札制度を運営することが可能となる。また、費用負担者と受益者とが一致するため、費用負担の合理性があると言える。</p> <p>以上より、費用面においては改正案・代替案の間で差異は認められない一方で、便益面においては、国民負担軽減及び費用負担の合理性の観点から改正案の方が優れており、両面を評価した場合には、改正案の方が優れていると言える。</p>
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>昨年10月～12月に開催された「調達価格等算定委員会」において、入札制度全般に関する検討が行われ、当該委員会の意見を集約し、報告書が取りまとめられた。今回の改正は、本報告書における以下の内容に基づくものである。  「平成29年度以降の調達価格等に関する意見」(平成28年12月13日 調達価格等算定委員会)  □指定入札機関が入札業務を運営するために必要な実費を勘案して手数料を定めることとした。</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>平成29年度に開催される調達価格等算定委員会において、同年度に実施された第1回入札の結果を検証し、必要に応じて見直しを行う。</p>
<p>備考</p>	<p>特になし</p>